

子どもとユースのセーフガーディング・ポリシー（方針）

1. 目的

本ポリシーは、公益財団法人名古屋YWCAの事業、活動を通して接するすべての子ども・ユースを守り、子どもとユースが虐待や搾取、その他のあらゆる危険にあうことがないように、またいかなる形でも権利が侵害されることがないように環境づくりを行うため、当法人、職員およびボランティアなど関係者の責務を明確にすることを目的とします。

本ポリシーは、子どものセーフガーディングの国際基準と国連「子どもの権利条約」や当法人の経験に照らして、定期的に見直し改定します。

2. 声明

1) すべての人の尊厳の尊重と権利の平等

名古屋YWCAは、世界人権宣言が記す通り、「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位などいかなる差別を受けることなく、等しく尊厳と権利をもつ存在である」ことを首肯します。差別、不平等、排除は容認しません。

2) 子どもの権利の尊重

国連「子どもの権利条約」の理念を拠り所とし、「子どもは、自ら権利を行使する主体的な存在であると同時に、特別に保護と援助を受ける権利がある」と認め、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を尊重します。

3. 適用範囲

本ポリシーの適用対象は、以下のものとします。

- ・名古屋YWCAの職員（すべての被雇用者。雇用形態は問いません）
- ・名古屋YWCAの役員（理事、監事、評議員）
- ・名古屋YWCAの会員
- ・名古屋YWCAのボランティア（名古屋YWCAの名称を使用して活動に携わる人）
- ・名古屋YWCAの関係者（講師、支援者、関係団体、メディア関係者等）

なお、これら適用範囲の対象者を本ポリシーにおいて以下、関係者と称します。

4. 組織の取り組み

当法人は、組織として以下について責任を持ちます。

- ・当法人のすべての関係者が、このポリシーを知り、個人の役割と責任を理解、遵守すること、及び同意書に署名すること。
- ・子どもとユースに関わる事業、活動において他機関と連携して実施する場合は、互いの責任を理解

し、本ポリシーへの取り組みが確実に実行できるようにします。

- ・子どもとユースの権利が侵害されるなど問題が生じた場合（疑われる場合も含む）は、提起し、オープンに議論するとともに、問題への対応と予防に取り組みます。その際には、子ども・ユースの心理的、精神的、身体的な影響に配慮します。
- ・子どもとユースから相談があった時は、相談者がさらなる被害や不当な扱いを受けないよう配慮します。
- ・権利侵害となる言動に関する懸念、報告、調査を通じて集められた情報は子ども・ユースの安全を第一優先とし、共有は最小限の範囲内とします。全ての記録は守秘義務を守って厳密に保管します。
- ・本ポリシーに違反した雇用関係にある関係者に対しては厳しく対応し、就業規則、契約書などの定めに基づき適切な処分を行います。雇用関係にない関係者についてもこれに準じます。

5. 個人の取り組み

当法人の関係者は以下について責任を持って取り組みます。

- ・子どもとユースの権利が尊重され、安全で保護されていると感じる環境を築きます。
- ・付属文書「セーフガーディングに関する行動規範」を含む本ポリシーを遵守します。
- ・事業、活動の場が関係者を含む全ての人にとって、セーフスペースとなるよう心がけます。

6. 用語と定義

「子どもとユースのセーフガーディング」とは

組織の関係者によって、また事業や活動において、子どもとユースがいかなる形態の虐待、搾取、暴力等の危害にさらされ、権利が侵害されることがないように、責任をもって取り組む予防策および発生した事案への対応策を意味します。

「子どもとユース」とは

子どもとは、国連「子どもの権利条約」に基づき、18歳未満のすべての人をさします。ユースとは、国連の定義と同様に15歳から24歳のすべての人をさします。つまり「子どもとユース」とは0歳から24歳までのすべての人をさします。

7. 関連文書

本ポリシーの関連文書として以下のものを当法人事務所内に整備します。

- ・セーフガーディングに関する行動規範・誓約書
- ・keep Children Safe 「The International Child Safeguarding Standards」
- ・国連「子どもの権利条約」
- ・国連「世界人権宣言」